

## 日本居住の外国籍の方が IPC/準 IPC として登録を希望される場合

IPC/準 IPC は他の会員を紹介して収入を得ることができるビジネス会員です。

登録をするにはモリンダのビジネス活動を行える就労資格を取得していることが法律で定められています。

### 【モリンダのビジネス活動可能な在留資格】

- 特別永住者
- 永住者
- 日本人の配偶者等
- 永住者の配偶者等
- 定住者
- 経営・管理（旧名称：投資・経営）
- 高度専門職 1 号（ハ） ※高度専門職 1 号（イ）、高度専門職 1 号（ロ）は該当しないためご注意ください。
- 高度専門職 2 号
- 資格外活動許可をお持ちの方

在留資格の詳細については法務省入国管理局の [「在留資格一覧表」](#) をご参照ください。

※なお、上記の在留資格をお持ちでない場合には、愛用会員としてご登録いただけます。